# 労働災害を防止するため リスクアセスメントを実施しましょう

労働安全衛生法が改正されました(平成28年6月1日施行)

- -定の危険有害性のある化学物質(640物質)について
- 1. 事業場における**リスクアセスメント**が義務づけられました。
- 譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

## **〈リスクアセスメントとは〉**

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への 危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を 検討することをいいます。

## <対象となる事業場は>

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う すべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、 さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクが あります。

# **くリスクアセスメントの実施義務の対象物質>**

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。 対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である**640物質**です。

640物質は以下のサイトで公開しています。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\_pg/GHS\_MSD\_FND.aspx

職場のあんぜんサイト SDS

対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

あなたの職場でも化学物質を使っていませんか? リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう

🤥 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

\*こちらのパンフレットは抜粋版です。

詳細は、厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneiseibu/0000099625.pdf (またはパンフレット名で検索)

## 1. リスクアセスメントの実施時期

施行日(平成28年6月1日)以降、該当する場合に実施します。

#### <法律上の実施義務>

- 1.対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
- 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の**作業の方法や作業手順を新規に採用したり** 変更したりするとき
- 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による**危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりする**とき
  - ※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など

#### **<指針による努力義務>**

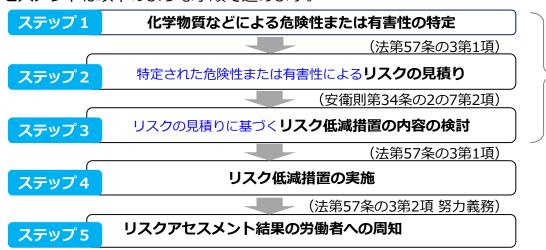
- 1. 労働災害発生時
  - ※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき
- 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 3.過去にRAを実施したことがないとき
  - ※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、 過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

## 2. リスクアセスメントの実施体制

リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。 安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

## 3 . リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは以下のような手順で進めます。



「ラベルでアクション」運動実施中!職場で扱っている製品のラベル表示を確認しましょう

(安衛則第34条の2の8)

### 

火気筋禁

(注意書き) 取扱い注意 (供給者の特定)

防爆構造の器具を用いる

## <化学物質管理に関する相談窓口>

SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。 問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口

検索

スクアセスメント

